

21 項及び第 23 項中「100 万円」を「1,000 万円」に改める。

別表第 3 総務部人事課の項第 4 項部長専決事項の欄中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、同欄第 1 号の次に次の 1 号を加える。

2 育休等代替臨時職員の任免に関する事。

別表第 3 総務部財政課の項第 1 項部長専決事項の欄中第 2 号を削り、同表同部同課の項第 2 項部長専決事項の欄第 1 号中「219 条」の次に「第 2 項」を、「予算の」の次に「報告及び」を加え、同表同部同課の項第 4 項分掌事務の欄中「県債管理基金」の次に「(以下この項において「基金」という。)」を加え、同項部長専決事項の欄第 1 号中「財政基金、災害基金、職員等退職手当基金及び県有施設整備基金」を「基金」に改め、同項同欄第 2 号中「財政基金及び県有施設整備基金」を「基金」に改め、同表同部同課の項第 6 項知事決裁事項の欄第 2 号中「第 233 条第 4 項」を「第 233 条第 5 項」に改め、同表同部管財課の項第 3 項部長専決事項の欄中「500 万円」を「1,000 万円」に改め、同項課(総室・室)長専決事項の欄中「500 万円」を「1,000 万円」に改め、同表同部市町村総室の項第 3 項知事決裁事項の欄第 1 号中「(昭和 57 年熊本県告示第 569 号)」を削り、同表企画振興部企画課の項第 4 項分掌事務の欄中「その他の協働社会の構築に係る施策(他課の分掌事務に係るものを除く。)」を削り、同表同部同課の項中第 5 項を削り、第 6 項を第 5 項とし、同表同部企画課の項の次に次のように加える。

企画振興部	川辺川ダム総合対策課	<p>1 川辺川ダムに係る総合的な対策の企画及び調整に関する事。</p> <p>2 球磨川流域の環境保全・改善対策等に係る総合調整に関する事。</p> <p>3 五木・相良地域振興計画の推進に係る総合調整に関する事。</p>			
-------	------------	--	--	--	--

別表第 3 企画振興部土地資源対策課の項第 2 項知事決裁事項の欄第 3 号中「第 27 条の 2」を「第 27 条の 3 の規定に基づく注視区域及び同法第 27 条の 6」に改め、同項第 2 項部長専決事項の欄中第 4 号を第 6 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

5 国土利用計画法施行例(昭和 49 年政令第 387 号)第 17 条の 2 第 1 項第 3 号から第 5 号までの規定に基づく確認申請に対する確認をすること。

別表第 3 企画振興部土地資源対策課の項第 2 項部長専決事項の欄中第 2 号を削り、第 3 号を第 4 号とし、同欄第 1 号の次に次の 2 号を加える。

2 同法第 24 条の規定に基づく勧告に関する事。

3 同法第 27 条の 5 及び同法第 27 条の 8 の規定に基づく勧告等に関する事。

別表第 3 企画振興部土地資源対策課の項第 2 項課(総室・室)長専決事項の欄中第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

1 同法第 27 条の 2 の規定に基づく助言をすること。

別表第 3 企画振興部統計調査課の項第 1 項部長専決事項の欄中第 1 号を削り、第 2 号から第 4 号を 1 号ずつ繰り上げ、第 5 号を削り、同表中健康福祉部の項を削り、同表環境生活部自然保護課の項第 3 項分掌事務の欄中「鳥獣保護及び狩猟」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化」に改め、同項部長専決事項の欄第 15 号中「鳥獣保護施設の設置に伴う」を「特定鳥獣保護管理計画の策定、鳥獣保護区の指定等に係る」に改め、同項同欄に次の 1 号を加える。

16 指定猟法禁止区域に係る指定猟法の許可に関する事(申請者の住所が熊本市であるものに限る。)

別表第 3 環境生活部自然保護課の項第 3 項課(総室・室)長専決事項の欄第 5 号中「許可」を「登録」に改め、同項課(総室・室)長専決事項の欄第 7 号中「狩猟免状及び鳥獣飼養許可証」を「狩猟免状、鳥獣飼養登録票及び指定猟法許可証」に改め、同票同部同課の項第 6 項を削り、同表同部廃棄物対策課の項第 3 項部長専決事項の欄第 7 号中「同法第 19 条の 4 第 1 項の規定により生活環境保全を図るための」を「同法第 19 条の 5 第 1 項の規定により」に改め、同項同欄中第 9 号を第 12 号とし、第 8 号を第 11 号とし、第 7 号の次に次の 3 号を加える。

8 同法第 19 条の 6 第 1 項の規定により措置命令を行うこと。

9 同法第 19 条の 8 第 1 項の規定により自ら支障の除去等の措置を講ずること。

10 同法第 19 条の 8 第 2 項から第 4 項までの規定により費用の負担をさせること。

別表第 3 環境生活部廃棄物対策課の項第 3 項部長専決事項の欄に次の 1 号を加える。

13 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)第 20 条の規定により再資源化等の方法の変更その他必要な措置命令を行うこと。

別表第 3 環境生活部廃棄物対策課の項第 3 項課(総室・室)長専決事項の欄第 1 号中